

四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年1月8日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第1号

四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(概算払及び前金払) 第5条 条例第4条第1項ただし書の規定により概算払による交付を請求することができる経費は、調査研究費、研修費、要請・陳情活動費及び会議費に係る旅費並びに事務費（ <u>任期満了日の属する月の前月に係る請求であって、当該前月分の政務活動費として任期満了日の属する月までに請求のあるものに限る。</u> ）とする。 2及び3 (略)	(概算払及び前金払) 第5条 条例第4条第1項ただし書の規定により概算払による交付を請求することができる経費は、調査研究費、研修費、要請・陳情活動費及び会議費に係る旅費とする。 2及び3 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の四日市市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費から適用し、同日前に交付された政務活動費については、なお従前の例による。

(議会事務局議事課)